

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで
② 昭和 52 年 8 月から 54 年 11 月まで

①の申立期間については、妻が自宅に集金に来た自治会の集金人に私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに私だけ未納とされている。②の申立期間についての記憶は定かではないが未納とされている。

私の国民年金手帳は、家を改修した際捨ててしまったが、申立期間について国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 20 日ごろに夫婦連番で払い出されたことが確認できる上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間を含め、国民年金加入期間はすべて納付済となっている。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額や当時の集金人を覚えているなど、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は、詳細かつ具体的であることから、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、②の申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、当該期間の納付状況に関する申立人の記憶も曖昧であることから、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 37 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで共済組合に加入しているが、これに伴う国民年金被保険者資格喪失及び再取得については、

平成 20 年 3 月 7 日及び同年 5 月 8 日に追加処理されていることが、社会保険庁の記録により確認できることから、申立人は、共済組合を脱退後に②の申立期間に係る国民年金の資格取得届を行っていなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる領収書等を所持していないが、亡くなった母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は、申立期間と同じ期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の母親が昭和44年1月に申立人の国民年金の加入手続を行っていたながら、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から62年12月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

昭和58年4月に結婚した後、夫が国民年金の加入手続をA町役場で行い、義母が毎月夫の分と一緒に集金人の婦人会幹部に保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年6月6日以降に払い出された後、申立人は、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが社会保険事務所の記録で確認できるとともに、当該期間直後の平成元年4月以降は納付済みである上、当該期間については申立人の夫も納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立人のみが保険料を納付していないのは不自然である。

一方、①の申立期間については、国民年金の加入状況及び納付状況に係る申立人及び申立人の義母の記憶が曖昧である上、国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成元年6月6日以降であり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から同年 11 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から同年 11 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月月末に公民館に持参しており、当時の家計簿にも記載がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は昭和 61 年 9 月からの家計簿を所持しており、その家計簿の 61 年 9 月のページには 61 年 8 月分及び同年 9 月分の申立人の国民年金保険料額、61 年 10 月以降のページには夫婦二人分の国民年金保険料額の記載が確認でき、それらの国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料を納付していたものと考えられるとともに、申立人と一緒に納付したとする申立人の夫の当該期間の年金記録は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の記録のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月及び 50 年 5 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月
② 昭和 50 年 5 月から 51 年 12 月まで

市役所から通知が来たため、昭和 54 年 1 月に、市役所で国民年金の加入
手続をした。その際、市役所 1 階で 21 か月分の保険料をまとめて納付した。
申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得でき
ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料
をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったもの
と考えられる。

また、申立人は、国民年金未加入者に対して A 市から発出された昭和 54 年
1 月 18 日を相談受付日とする加入及び特例納付に係る通知のはがき、同時期
に通知された厚生年金被保険者期間調書及び未加入（未納）期間に係る国民
年金保険料額が記載された「検認記録」を保管しており、特例納付したとす
る当時、年金記録に関する相談を行っていることが確認できる。

さらに、上記「検認記録」には、特例納付に係る期間及び過年度納付に係
る期間のそれぞれの国民年金保険料額が分けて記載しており、記載内容どお
り過年度保険料を納付した記録があることから、申立内容に不自然な点は見
られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を A 銀行か B 銀行で納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦二人分を一緒に納付したと主張しており、申立人の妻の当該期間に係る保険料は納付済みとなっている上、申立人及び申立人の妻に係る保険料の納付日が分かる平成 5 年 4 月から 8 年 1 月までは、夫婦共に同一日に納付していることが確認でき、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 11 月まで

申立期間の前後において、住所の変更や資格喪失を申し出る理由も無く、役場で資格喪失の手続をした覚えが無い。

納付すべき保険料はきちんと納付してきており、申立期間について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人は、申立期間に係る納付方法、金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、納付記録が確認できる昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月までは国民年金保険料を納付期限内に納付しているが、同年 3 月 30 日に仕事を辞めており、その直後の同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の保険料については、納付期限内の同年 4 月 30 日に納付したものの、申立期間直前の同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分の保険料については、納付期限後の 56 年 1 月 9 日に納付しており、申立期間当時の納付状況に変化が見られる。

なお、A 町は、国民年金保険料の納付が困難となっている任意加入者に対して、資格喪失の手続を行うよう促す場合もあったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から45年11月まで

国民年金保険料はすべて納付したと思っていたが、ねんきん特別便では申立期間が未加入となっていたので驚いた。申立期間については、県外から帰って来て役場で国民年金への切替手続きをしたときに未加入を指摘され、昭和46年9月ごろに一括で納付した記憶があるので、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろに役場で国民年金の手続を行ったときに申立期間に係る2年分の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付したと主張しているが、納付した場所及び納付金額についての記憶は曖昧である。

また、申立期間は社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされていることから、特例納付及び過年度納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括納付したとする金額は、第1回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで

昭和 44 年ごろ、社会保険事務所で国民年金保険料を納付した。当時としてはかなりの金額を一括して納付し、領収書はもらわなかったが、代わりに国民年金手帳をもらったと思う。申立期間が、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったときに申立期間の国民年金保険料 1～2 万円を納付し、国民年金手帳をもらったと主張しているが、当時、社会保険事務所では、国民年金の加入手続の受付を行っておらず、納付したとする保険料額は申立期間に係る実際の保険料額と大きく相違するなど申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として昭和 45 年 5 月 19 日に払い出されており、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和 45 年発行の国民年金手帳に昭和 42 年度の国民年金印紙検認記録欄があり、42 年度を 45 年度と訂正していることなどについて疑問であると主張しているが、検認印の日付も 45 年となっており 45 年度の保険料の検認欄として使用されているものと認められることから、その訂正処理に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

①の申立期間については、A社又は当該事業所のテナントであるB社に、②の申立期間については、C製品を販売していた事業所に、また③の申立期間については、D社に勤務していたが、社会保険庁の記録ではいずれの期間も厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が①の申立期間について、A社又はB社に勤務していたことは、申立人が提出したA社の建物を背景とした作業衣姿の申立人が写っている写真によって、③の申立期間について、D社に勤務していたことは、現在の事業主等と共に同社内部で撮影したとみられる集合写真によって推認できる。また、②の申立期間について、C製品を販売していたE社の事業主は、「申立人がC製品の名称を知っていることからみると、当時は、当該製品を使用若しくは販売していた者しか知りえないような実情にあったことから、E社に勤務していた可能性がある。」と回答している。

しかし、①、②及び③の申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

①の申立期間については、A社及びB社は、申立人の退職後の昭和 35 年 7 月及び 37 年 8 月に厚生年金保険の新規適用事業所となっている上、申立人は、A社又はB社で同時期に勤務していた者として上司の名前を挙げているが、

両社に係る社会保険庁の資料に当該上司の名前は無く、所在の確認が取れず証言を得ることができない。

②の申立期間については、E社が保管する従業員名簿等に申立人の氏名の記載は無く、申立期間と同時期に勤務していた現事業主は、申立人を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無く、整理番号の欠落も無い。

③の申立期間については、D社が保管する厚生年金保険関係資料に申立人の氏名の記載は無く、現事業主は、当時パートタイマーで就労する場合は、厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を行わなかったと推察されると回答している。

また、同時期に勤務していたと判断される同僚の一人は、申立人の氏名には記憶があるが、申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否かについては承知していないと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載が無く、整理番号の欠落も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。